

決済保証準備金の見直しに伴うCDS清算業務に関する
清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正について

I. 改正趣旨

CDS清算業務の状況を踏まえ、当社が積み立てる決済保証準備金の額を見直すこととし、CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則について、以下のとおり改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

○ 決済保証準備金の額の見直し

- ・ 第二階層CDS決済保証準備金の額を10億円とする。

- ・ CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第4条

III. 施行日

平成26年9月12日から施行する。

以 上

CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第二階層CDS決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第4条 当社は、<u>10億円</u>を、第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。</p> <p>2 <u>当社は、各事業年度の終了後、CDS清算業務に係る利益のうち当社がその都度定める額を、第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、本業務方法書等の定めるところにより第二階層CDS決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、その取り崩された額を第二階層CDS決済保証準備金の額から減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年9月12日から施行する。</p>	<p>(第二階層CDS決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第4条 当社は、<u>CDS清算業務の開始に際し、20億円</u>を、第二階層CDS決済保証準備金として積み立てる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層CDS決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、その取り崩された額を第二階層CDS決済保証準備金の額から減じる。</p>